

建築確認申請等手数料（令和7年4月1日から）

■建築物の確認申請等手数料（確認申請、計画通知）【条例第11条、第13条、第15条、第16条】

○基本額

床面積の合計 A (㎡)	手数料 (円)			
	確認申請 <u>(a)</u>	中間検査	完了検査 <u>(b)</u>	
			中間検査有り	中間検査無し
A ≦ 30	8,000	14,000	13,000	14,000
30 < A ≦ 100	15,000	16,000	17,000	18,000
100 < A ≦ 200	28,000	21,000	22,000	23,000
200 < A ≦ 500	33,000	29,000	31,000	32,000
500 < A ≦ 1,000	49,000	46,000	51,000	53,000
1,000 < A ≦ 2,000	68,000	61,000	69,000	73,000
2,000 < A ≦ 10,000	200,000	140,000	160,000	170,000
10,000 < A ≦ 50,000	320,000	210,000	260,000	270,000
50,000 < A	610,000	410,000	500,000	510,000

○省エネ審査加算額

一戸建て住宅の場合

住宅部分の 床面積の合計 A' (㎡)	加算額 (円) <u>(c)</u>
A' < 200	13,000
200 ≦ A'	15,000

共同住宅、長屋等の場合

住宅部分の 床面積の合計 A' (㎡)	加算額 (円) <u>(c)</u>
A' < 300	24,000
300 ≦ A' < 2,000	38,000
2,000 ≦ A' < 5,000	60,000
5,000 ≦ A'	78,000

仕様基準により省エネ性能を評価する住宅は、確認申請の手数料額 (a) に、左の加算額 (c) を加えた手数料額を納付してください。

(例) 床面積の合計が120㎡の一戸建て住宅の場合  
手数料額 28,000円 + 13,000円 = 41,000円

※住宅・非住宅の複合建築物である場合は、その住宅部分の床面積の合計により加算額を算定してください。  
※省エネ適判を受ける場合は、加算額を加える必要はありません。

○省エネ検査加算額

床面積の合計 A (㎡)	加算額 (円) <u>(d)</u>
A' < 200	7,000
200 ≦ A' < 500	9,000
500 ≦ A' < 1,000	20,000
1,000 ≦ A' < 2,000	23,000
2,000 ≦ A' < 10,000	84,000
10,000 ≦ A'	120,000

省エネ基準への適合義務がある建築物（平屋建てかつ延べ面積200㎡以下を除く）は、完了検査の手数料額 (b) に、左の加算額 (d) を加えた手数料額を納付してください。

(例) 床面積の合計が120㎡の一戸建て住宅の場合  
手数料額 23,000円 + 7,000円 = 30,000円

※計画変更をする場合の手数料算定の基となる床面積：

当該計画変更に係る部分の床面積の1/2（床面積が増加する部分は、当該増加する部分の床面積）

※移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更する場合の手数料算定の基となる床面積：

当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の1/2

■建築設備・工作物の確認申請等手数料【条例第12条、第14条】

種別	申請種類	手数料 (円)
建築設備	確認申請	12,000
	計画変更	6,000
	完了検査	18,000
工作物	確認申請	11,000
	計画変更	6,000
	完了検査	12,000

■許可・認定関係の手数料【条例第17条】

申請の種類	手数料 (円)
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号の認定 (仮使用認定)	120,000
法第43条第2項第1号の認定 (接道)	27,000
法第43条第2項第2号の許可 (接道)	34,000

■仮設建築物等の建築の許可の手数料【条例第17条】

申請の種類	床面積の合計 A (㎡)	手数料 (円)
法第85条第6項又は法第87条の3第6項の許可	$A \leq 100$	70,000
	$100 < A \leq 500$	90,000
	$500 < A$	120,000
法第85条第7項又は法第87条の3第7項の許可	$A \leq 100$	110,000
	$100 < A \leq 500$	130,000
	$500 < A$	160,000

■全体計画認定【条例第17条】

申請の種類	床面積の合計 A (㎡)	手数料 (円)
法第86条の8第1項又は第3項の認定 法第87条の2第1項又は第2項の認定	$A \leq 30$	8,000
	$30 < A \leq 100$	15,000
	$100 < A \leq 200$	28,000
	$200 < A \leq 500$	33,000
	$500 < A \leq 1,000$	49,000
	$1,000 < A \leq 2,000$	68,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	200,000
	$10,000 < A \leq 50,000$	320,000
	$50,000 < A$	610,000

※建築設備を設置する場合：上表の額に12,000円を加算した額

※増築又は改築する場合の手数料算定の基となる床面積：

当該増築又は改築に係る部分の床面積

※全体計画を変更して増築又は改築する場合の手数料算定の基となる床面積：

当該全体計画の変更に係る部分の床面積の1/2 (床面積が増加する部分は、当該増加する部分の床面積)

(床面積が増加する部分は、当該増加する部分の床面積)

※大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更する場合の手数料算定の基となる床面積：

当該修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の1/2

●本表は代表的な申請等の手数料を記載したものです。詳細は、各広域振興局土木部及び土木センターの建築指導課又は県庁建築住宅課にお問合せください。

●県以外の機関に対する申請手数料等については、各機関にお問い合わせください。